

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|---------------|--|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 総平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 中間期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの | 総平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

| | |
|-------------|---------------|
| 製品 | 移動平均法による低価法 |
| 原材料・仕掛品・貯蔵品 | 最終取得原価法による原価法 |

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法(三重工場及び亀山工場の機械装置は定額法)によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法によっております。

(4) 賞与引当金の計上方法

将来の支給見込額のうち当中間期の負担額を計上する方法によっております。

(5) 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、7年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌期より費用処理することとしております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。